令和８年第７回（１２月）
宮代町議会定例会

一般質問通告書

宮代町議会

通告第　１号	丸　山　妙　子	議員 ……	Ｐ１
通告第　２号	福　澤　和　美	議員 ……	Ｐ３
通告第　３号	小　島　あけみ	議員 ……	Ｐ６
通告第　４号	田　島　正　徳	議員 ……	Ｐ８
通告第　５号	野　原　洋　子	議員 ……	Ｐ１０
通告第　６号	丸　藤　栄　一	議員 ……	Ｐ１３
通告第　７号	鈴　木　次　男	議員 ……	Ｐ１５
通告第　８号	塚　村　香　織	議員 ……	Ｐ１７
通告第　９号	泉　伸　一　郎	議員 ……	Ｐ１９
通告第１０号	佐　藤　将　行	議員 ……	Ｐ２１
通告第１１号	合　川　泰　治	議員 ……	Ｐ２６

通告第 1 号	令和８年12月　定　例　会 令和８年１１月１２日　　９時２５分　受付

令和８年１１月１２日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　　丸山妙子

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
1　須賀小学校と地域拠点建設の進捗と今後について	須賀小学校と地域拠点の建設について、初めの計画では、令和９年度４月に新しい校舎ができる予定だった。その後令和１０年度予定となり、現在でも物価高騰などで建設の見通しがつかない状況である。 来年入学予定のお子さんや保護者、在校生や保護者も教職員の方々も気になっているところだ。更に最近では、地域拠点内に移動する公民館利用者からもどうなっているのか、計画がなくなるのでは、との不安の声まで聞こえてくる。 これまでの進捗と今後について伺う。
2　総合運動公園に遊具の設置を	総合運動公園では、遊具の劣化により撤去されてから遊具のない状態がかなりの年月が過ぎている。習い事、教室などの子どもの定期的な利用も多く、終わるまで待つ兄弟姉妹がいる。町内の小さな子どもがいる家族は楽しい遊具や遊び場を幸手市や久喜市など近隣の公園に遊びに出かけている。 町内に運動公園があり、そこに遊具があるのが当たり前の光景である。近隣からも子育て世代が遊びに来ることがきっかけとなり移住に繋がることもある。そこで総合運動公園に遊具を設置する考えはあ

	るのか伺う。
3　防災備品の備蓄を増やす考えは	防災庁が設置され、自助として備蓄品について、以前は３日分の確保と言われていたが、１週間分を確保と言われている。自助だけでなく公助としても、今まで以上の備蓄が必要と考える。来年度予算に向けて、必要な備蓄品を増やすことや数量の見直し等について、改善しようと考えているのか伺う。
4　１０種のがんの早期発見に補助の考えは	尿検査で１０種類のがんを早期発見できる方法がある。病院での検査だけでなく、町内のドラックストアでも購入でき、検査機関に郵送する。がん検診では見つけにくいすい臓がんなどの早期発見に繋がる。がん検診や人間ドッグに加えて、健康を守る取組みとして、自治体として取り組んでいるところもある。 当町でも一部補助などの取組みについて伺う。

通告第２号	令和８年１２月　定　例　会 令和８年１１月１１日午前　９時４１分受付

令和８年１１月１１日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　**福澤　和美**

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１　お悔やみ手続きの支援について	身近な方が亡くなられた際、ご遺族は悲しみの中で、さまざまな手続きを行う必要があります。こうした中で他市町では「お悔やみ窓口」を設けてワンストップで手続きを行う自治体も増えてきているところです。当町では「ご遺族の方へ」と題した案内パンフレットを作成し、必要な手続きや担当窓口を周知しています。また、職員が申請者の窓口へ出向く対応も行っており、親切な対応に感謝の言葉を頂く事も多いと伺いましたが、その案内からは対応が分かりにくく、たくさんの窓口を回るというイメージが大きいと思います。こうした取組を生かし、ご遺族に寄り添い、身体的・心理的な負担を軽減するとともに、プライバシーに配慮し、落ち着いて相談や手続きができる環境を整えることが必要と考え、以下について伺います。 ①お悔やみの手続きについて担当職員が窓口でご遺族のもとに出向く対応は現在どのように行われているか。 ②庁舎内の既存スペースを活用した「お悔やみ窓口」の設置について、町の考えは。

2　新しい村の６次化加工施設を地域農業の振興につなげるために	新しい村魅力アップ事業では、地場産農産物の付加価値を高めるため、６次化加工施設の整備が計画されています。地域の農産物を生かした商品開発で、農業者の所得向上や農産物のブランド化につながることを期待するところです。また、開発した商品をふるさと納税の返礼品として展開し、新しい村の魅力発信や集客にもつなげる視点が重要と考えます。また、令和７年４月閣議決定の「食料・農業・農村基本計画」には農村の所得向上、地域内への再投資、農業を付加価値化し、地域資源を最大限活用した産業・事業を創出することが重要とあり、６次産業化を推進しているところです。そこで以下について伺います。 ①６次化加工施設の整備及び運営計画について、現在の検討状況と今後のスケジュールは。 ②宮代産農産物を活用した商品開発について、地域の農業者の所得向上や農産物のブランド化につなげていく考えは。また、地域の農業者や事業者との連携は。
3　町公式キャラクターの活用について	令和８年１０月、福祉産業委員会の行政視察で、長野県南箕輪村を訪問しました。移住・定住施策をはじめ、様々な取組を学ぶ中で、特に印象に残ったのが、村のキャラクター「まっくん」の存在です。村の至るところで目にし、地域に親しみやすさや明るさを感じました。「まっくん」は、大芝高原のイメージキャラクターとして誕生し、その後、村のキャラクターへと活躍の場を広げています。宮代町にも、食品ロス削減推進キャラクター「すてずん」がいます。こうした既存のキャラクターの活用も含め、町民が親しみを感じ、町への愛着を育み、町外にも宮代町の魅力を伝えられる公式キャラクターについて伺います。 ①町全体の魅力発信や、町民の愛着を育むために、公式キャラクターを活用することについて、町の考えは。 ②新たなキャラクターを公募する場合、公募・選定・デザイン整備に必要な費用と、その後の活用・維持管理に必要な費用をどのように見込むのか。

	③「すてずん」の食品ロス削減推進という役割を大切にしながら、町全体をＰＲする公式キャラクターへと位置づけを広げることはできないか。その可能性と課題は。

通告第３号	令和８年１２月　定　例　会 令和８年１１月４日　午前９時６分受付

令和８年11月４日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　小島　あけみ

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１　乳がん検診について	乳がんは日本人女性の９人に１人、年間１０万人が罹患する身近ながんである。４０～７０代で多く、３０～６０代女性の死因の上位を占める。また、日常のセルフチェックで自ら異常に気付きやすい病気でもあり、早期発見・早期治療が重要である。そこで、以下について伺う。 ①当町の受診率は１８．１％で県平均の１４．７％よりは高いが、受診率向上のために取り組んでいることは。 ②未受診者への再勧奨ハガキにより、どの程度の受診につながったか。 ③厚生労働省は、マンモグラフィー受診者に、乳房の特徴である「乳房構成」を通知するよう国の指針を改定した。通知に関する今後の考えは。 ④自分の乳房に日頃から関心を持つ習慣のブレスト・アウェアネスの啓発を行う考えは。
２　女性防災リーダーの育成について	今年の夏は甚大な被害をもたらした自然災害が相次いで起こった。こうした中で聞こえてきたのが、プライバシーの確保や妊産婦らへの配慮など「女性目線」の備えが一層求められるということ

	である。そこで以下について伺う。 ①防災会議のメンバーの女性比率は。 ②防災マスター講座受講者の女性比率は。 ③女性防災リーダーを育成する考えは。
3　「社会保障教育」の推進と教材(社会保障ゲーム)の活用について	社会保障制度を巡る若い世代の不満や不信の背景には、社会保障を「自分事」として捉えにくい現状があると指摘されている。少子高齢化が進む中、未来の社会の担い手である子どもたちが、社会保障制度の仕組みや持続可能性、助け合い（共助・公助）の重要性を学ぶ意義が高まっている。そこで以下について伺う。 ①現在、小中学校において社会保障制度に関する授業はどのように行われているか。 ②学校現場で、ゲーム等の体験型教材を導入する考えは。 ③教育委員会として、社会保障制度を学ぶ機会をどのように充実させていく考えであるか。

通告第 4 号	令和８年１２月　定　例　会 令和８年１１月９日　午後４時００分受付

令和８年１１月９日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　田島正徳

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１　須賀小学校地域拠点施設整備における町の考えについて	本年６月１０日に実施された「須賀小学校地域拠点施設建設第３・第４校舎等解体及び建築工事」の入札は予定価格超過または辞退となり、不成立となりました。工事内容を見直し１０月２３日に再度入札が行われましたが、参加申込がなく再び不調となりました。住民の方が非常に高い関心をもたれている案件です。そこで以下について伺います。 （１）木造建築というのは珍しい事だが１回目、２回目の入札前に業者からの問い合わせ件数は。また、問い合わせの内容は。 （２）２回連続不調になった原因の現状分析についての解析は。 （３）（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事の場合、不調が続き３回目の入札は「見積活用方式」を導入し継続費を約２１９億円から約２７１億円に増額して試みたが、不成立だった。そのため４回目の入札は総額を約３０５億円当初の金額の１．４倍、公告期間を１５７日間程度へ

	延長する補正予算が議会で承認された。単純にさいたま市のように４割アップとなると約２０億円増額となるが、町はそのように考えているのか。
２　東武動物公園駅西口における病院誘致について	本年第３回（６月）定例会において、「今後につきましては、次期地域医療構想の策定に向けた国・県の動向を注視するとともに、同様に病院誘致を希望している杉戸町をはじめ、関係機関との連携を密にしながら、情報収集、要望活動等を進めてまいりたいと考えております。」との答弁をいただきましたが、その後の進捗状況について伺います。
３　観光協会の設置について	笠原小学校や進修館は、映画・ドラマ・ミュージックビデオ等、様々な映像作品の撮影場所として利用されています。ポテンシャルを秘めているのに、積極的な部署が無いように感じられます。そこで以下の点について伺います。 （１）どのような部署が窓口になっているのか。 （２）積極的にプロモーションを行っているのか。行っていないとすれば原因はなぜか。 （３）新しい村も観光資源であるが、現在は、どのように活用しているのか。 （４）部署については職員数不足のため、設置できないのか。また、必要性がないため設置しないのか。

通告第５号	令和８年１２月　定　例　会 令和８年１１月４日　午前１１時３０分受付

令和８年１１月４日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　　野原洋子

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１　少子高齢化対策、移住、定住促進のための施策と町の基本姿勢は	先日、福祉産業委員会として行政視察に赴いた長野県の南箕輪村は長らく人口増加が続いています。高齢化率も２４．３％と低く、その要因として移住者、定住者の多さが注目されています。特に、子育て支援策と転入・定住者の増加の因果関係などを伺いました。 徹底して子育て世帯のお母さん方の嬉しい施策が目立ち、特に私が注目した事業は、母子手帳を交付した時から出産月まで毎月最大１０kgの金芽米の提供でした。そこで以下について伺います。 （１）町でも新生児お祝い米を新しい村から提供しているが、もう一段上をいく南箕輪村のような取り組みを行えないか。 （２）町の転出者を減らし、定住者を増やすための基本姿勢と取り組みは。
２　同性カップルが婚姻届を提出した時の対応は	２０２６年８月４日に三重県伊賀市で男性同性カップルから婚姻届が提出され、１０月２１日に最終的に不受理とする判断が公表されました。 しかし問題は単に婚姻届を提出し不受理となったということではなく、市長が従来の国の解

	釈に疑問を呈し、自治体として受理できる可能性を模索したことです。 ２０２６年８月４日に伊賀市在住のＳさん・Ｋさんの男性カップルが婚姻届を提出しました。お二人は２０１６年に伊賀市がパートナーシップ証明制度を導入したことを知り、大阪府から移住し、約１０年間、伊賀市で生活してきました。 稲森稔尚市長は窓口で直ちに不受理とせず、婚姻届を預かりました。そして「受理したい」という意向を示し、憲法の法の下の平等や婚姻の自由などを根拠に、受理の可能性を検討すると表明しました。伊賀市は８月１９日に津地方法務局に正式照会。市長は戸籍法に基づき、同性カップルの婚姻届を受理できるか、法務局に正式な照会を行いました。９月１５日、法務局から回答があり、津地方法務局長は、現行の民法・戸籍法は異性間の婚姻を対象としており、同性同士の婚姻届は受理できないとの見解を示しました。その後１０月２１日に伊賀市が不受理を決定し、市長は法務局の回答を踏まえ、婚姻届を受理しない処分とせざるを得ないと公表しました。 市長は、憲法１４条の法の下の平等や個人の尊厳などを根拠に、同性婚の受理が可能ではないかと国に問いかけました。 しかし、法務局からは、民法及び戸籍法の規定は異性間の婚姻を対象としており、戸籍事務は全国統一的に処理されるべき法定受託事務であることから、同性同士の婚姻届は受理できないとの回答があり、最終的に不受理となりました。 婚姻制度は、単に個人同士の関係を法的に認めるだけではなく、家族の形成、子どもの養育、親族関係、相続など、社会全体の仕組みに関わる重要な制度です。 同性婚を法制化することについて、町はどの

	ような見解か伺います。
3　学童保育の活動に地域の協力を得られないのか	学童保育の現場では、行事などの取り組みの時に人手が足りないことが多々あると伺っています。そんな時に学童保育の卒業生である地域の子どもたちがお手伝いに参加したいという要望があります。 しかし、現場では「部外者」という扱いのようです。保護者の承諾など得られれば卒業生が関われるようにできないか、町の考えを伺います。

通告第６号	令和８年１２月　定　例　会 令和８年１１月１３日　午前８時４５分受付

２０２６年１１月１３日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　丸　藤　栄　一

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１　空き家対策について	全国的に空き家が増えています。２０２３年住宅・土地統計調査では、全国の空き家は９００万戸（２０１８年比５１万戸増）、空き家率は１３．８％で過去最高となりました。これはおよそ７戸に１戸に相当します。 さらに、賃貸用・売却用・二次的住宅を除く空き家は３８５万戸とされ、所有者が今後どうするか決めきれない住宅や、長期間不在となっている住宅への対応が大きな課題です。空き家は利活用により、管理されない「放置空き家」としないことが重要です。 ２０２６年２月現在、当町における空き家総数は２１１戸となっていますが、地域住民からは「火災や地震などでの被害が心配」との声も聞かれます。 そこで、以下について質問します。 （１）当町の空き家数と空き家率の推移状況は。また、今後どのように推移すると想定しているのか。 （２）当町の空き家が放置される直接的な要因と、背景的な要因は。 （３）放置された空き家は、倒壊や部材の落下などの危険、樹木や雑草の繁茂による近隣住民へ及ぼす影響が大きいが、所有者への対応は。 （４）２０２３年施行の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（改正空家法）では、放置すれば特定空家になるおそれがある住宅を管理不全空家として、町が指導・勧告できる仕組みが設けられたが、その対応は。 （５）空き家問題を解決するための利活用の考えや、支援制度のあり方など、今後の取り組みは。

2　教育にかかる保護者負担の軽減を	２０２５年６月２５日、文部科学省は「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について」を発出しました。この通知は、これまで保護者が自己負担で購入していた、算数セットや彫刻刀、裁縫セット、習字用具などの補助教材・学用品を、公費（自治体予算）を活用して「学校の備品」として整備するよう各教育委員会に対して積極的に取り組みを検討するよう求める内容です。 そこで、「義務教育無償」の原則に立ち、さらなる保護者負担の軽減を求め、以下について質問します。 （１）小学校及び中学校における、教材費、学用品費、制服代、修学旅行費などの保護者負担の実態は。 （２）文部科学省の通知について、教育委員会ではどのように受け止めているのか。 （３）保護者負担の教材を学校備品化、修学旅行費の支援など、保護者負担の軽減については、国の地方財政措置や財政調整基金を活用するなどして、進めていく考えは。

通告第７号	令和８年１２月　定　例　会 令和８年１１月４日　午前９時４０分受付

令和８年１１月４日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　　鈴木　次男

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１　宮代町シルバー人材センターについて	シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第３７条・第３８条に位置づけられ、定年退職者などの高齢者に対し、臨時的・短期的または軽易な就業機会を確保・提供することなどを通じて、高齢者の福祉の増進を図る役割を担っている。また、同法第３６条では、国や地方公共団体に対し、高齢者の就業機会の確保に必要な措置を講ずるよう努めることを定めている。こうした法的な位置づけを踏まえると、シルバー人材センターは、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、地域の人手不足を補い、町民生活を支える重要な役割を担っていると考える。高齢化が進む中、今後、その役割はますます重要になる。そこで以下について伺う。 ①現在シルバー人材センターへの補助金は、町が６５０万円、国が同額の６５０万円合計１，３００万円である。この金額をどう考えているか。 ②現在シルバー人材センターは宮代アリーナの一部を使用しているが、入口の一部屋だけでは手狭で通常の事務処理だけでも困難である。会議やミーティングを開ける場所の確保が急務と思

	うが、町の考えは。 ③仕事の効率化には設備投資が必要だと考えるが、町の対応は。
2　宮代町の避難行動要支援者制度について	近年、地震や台風、集中豪雨など、全国各地で自然災害が頻発し、各地で大きな被害が発生している。災害発生時に、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な方々の生命及び身体を守ることは、行政の重要な責務である。災害時には、誰一人として取り残さない防災体制の構築が求められている。災害対策基本法第４９条の１０では、市町村長に対し、避難行動要支援者名簿の作成を義務付け、同法第４９条の１４では、一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の作成を努力義務としている。この制度の目的は、単に名簿や計画を作成することではなく、平常時から地域や関係機関が連携し、災害発生時に避難支援や安否確認を行い、避難行動要支援者の生命と身体を守ることにある。本町では、令和８年９月２７日に進修館において、自主防災会、自治会、民生委員・児童委員など、地域で支援に関わる方々を対象とした説明会が開催された。今後、この説明会を契機として、地域と行政がどのように連携し、「一人も取り残さない防災」を実現していくのかが重要であると考える。そこで以下について伺う。 ①自主防災会、自治会、民生委員・児童委員に、具体的にどのような役割を担ってもらうのか。 ②個人情報の提供に同意をしない方に対して、町の今後の対応は。 ③水害以外の災害時の避難行動要支援者への対応は。

通告第 8 号	令和８年１２月　定　例　会 令和８年１１月１２日　午前１１時５５分受付

令和８年１１月１２日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　塚村　香織

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１　道仏土地区画整理地内における都市計画道路宮代通り線の部分的整備について	道仏区画整理地内の、宮代通り線と町道第１０号線の接続部分におきましては、周辺に大型スーパーや公園などもあることから日常的に多くの住民が利用する道路となっております。道仏地区では、土地区画整理事業により人口は平成２５年の９８５人から令和８年には３，０３９人へと、１３年間で約３．１倍に増加しました。地域住民の安全確保と利便性の向上のため、当該道路の部分的な整備を検討すべきと考えます。そこで以下について伺います。 ①当該道路の安全性に対する町の認識は。 ②都市計画道路宮代通り線は、第５次総合計画に整備事業として位置付けられていない一方都市計画マスタープランでは地域連携道路として位置付けられている。計画上の位置付けを踏まえ、当該道路の部分的な整備について町の見解は。 ③当該区間の道路予定地については、既に町が１区画を取得しており、他の１区画についても地権者の協力が得られる状況である。このような用地の状況を踏まえ、当該区間の部分整備を実施する場合、どのような手続きや課題があるのか。

2　英語教育の充実について	当町では、グローバル化に対応できる児童生徒の育成を目指し、ＡＬＴの配置や英語検定受験料の助成、英語活動発表会などに取り組んでいます。このような取り組みを通じて、子どもたちに必要な力がどの程度身についているかを把握し、その成果と課題を教育環境の改善につなげることが重要であると考えます。そこで以下について伺います。 ①埼玉県学力・学習状況調査などの結果をどのように分析し、具体的な目標の設定や授業改善に活かしているか。 ②英語検定受験料助成事業について、学校における英語検定及び助成制度の周知方法と、学年別・級別の受験実績は。 ③第３期教育振興基本計画では、ＡＩを活用した英語学習が新たに盛り込まれている。現在は一部の教員が活用しているとのことだが、その効果や課題、今後の方針は。
3　おむつシェアリングによる子育て支援及び障がい者就労支援と資源の有効活用について	福祉産業委員会の視察で訪れた長野県南箕輪村では、子どもの成長に伴い不要となった未使用の紙おむつを回収し、必要とする家庭に無料で提供する「まっくんのおむつリレー」を実施しています。また、紙おむつの仕分けなどの作業を障がい者就労支援施設に委託し、就労支援にもつなげています。当町においても導入できる施策と考えます。そこで以下について伺います。 ①おむつシェアリング導入について、町の見解は。 ②障がい者就労支援施設への委託について町の見解は。 ③ゴミ減量及びリユース推進の観点から、おむつシェアリングについて町の見解は。

通告第 9 号	令和８年１２月　定　例　会 令和８年１１月１０日　午前８時４５分受付

令和８年１１月９日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　泉　伸一郎

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１．地域公共交通の進展	町民の高齢化が進み、免許証返納者が増加し、地域公共交通の必要性が高くなっている。他自治体においても、コミュニティバスやデマンド交通の運行などの交通施策に苦慮しているのが現状である。当町においても循環バスや高齢者等タクシー助成事業を進めているが、課題も多い。国や県の地域公共交通に関する制度や補助の変化が生じるなか、当町では、新たな地域公共交通の在り方を模索している。議会でも喫緊の課題として、総務文教委員会において地域公共交通に関する視察研修を行った。公共交通への取組について伺う。
２．ＲＳウイルス感染症と健康診査事業	（１）ＲＳウイルス感染症はあまり知られていないが、インフルエンザと同じように大人も子どももかかる呼吸器感染症である。ＲＳウイルスは、一般的には乳幼児の呼吸器感染症の原因ウイルスとして知られているが、高齢者や基礎疾患のある成人についても、症状が重くなり肺炎などを引き起こすこともあるとされている。町はどのような認識と対策を持たれているか伺う。

	（２）町民の健康を維持すると共に健康を守るため、疾病の早期発見、早期治療は大変重要な事業といえる。健康診査は、保健センターでの集団健診や各医療機関における個別検診により進められているが、受診者が減少している状況が見受けられる。健康診査と各がん検診についての見解を伺う。
３．小中学校適正化への取組	小中学校適正化については、須賀小学校地域拠点施設の整備が進められ、いよいよ建設に向けた工事が開始予定である。第５次宮代町総合計画の後期実行計画では、適正化に向けて令和８年度までの状況を踏まえ、改めて令和９年から協議が進められることになっている。現在の小中学校においては、生徒数の偏りなどの問題も多いと思われる。見直しを行う上での今後の取組について伺う。
４．新橋通り線の進捗は	都市計画道路新橋通り線は、道幅が狭い箇所があり、利用者も多いことから大変危険であり、トラブルも発生している。また、商業施設へ買い物に行く方や通学する生徒も危険な思いをしている。このため、狭い箇所の幅員を広げるなどの改善を要望してきたが、県の事業化に伴い町独自の改善は行えない状況になっている。新橋通り線の事業の進捗状況を伺う。

通告第１０号	令和８年１２月　定　例　会 令和８年１１月１３日　午後２時００分受付

令和８年１１月１３日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　佐藤　将行

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１　新聞報道されたＴＭＯ（旧るーばん）による町税による出資金返還問題	本年１０月１０日の東京新聞、１０月１４日の讀賣新聞、さらには１１月１１日の埼玉新聞にて報道された、ティーエムオーみやしろ（以下、「ＴＭＯ」とします。）問題につき、以下の点を中心に見解を伺う。なお、答弁は質問事項のみにつき、端的に行うこと。 ①新聞報道された破産手続きは事実か。 ②町がＴＭＯの経営状況につき、危惧感を最初に抱いたのはいつ頃か。 ③新井町長となってから、一度も株主総会が開催されなかったのは何故か。また、この点につき町長の見解は。 ④町民の税金として支出された出資金９９９万円は返還されるのか。 ⑤長年チェックを怠ってきた議員にも当然責任があることは否定できないが、町の最終責任者は首長である町長である。どのような形で責任を取る考えであるのか。 ⑥私が議員となってからこれまでの２年半の間だけでも、学童建設１億円問題（東京新聞令和７年１１月１１日）・循環バス不当譲渡１千万円問題・残土１億円問題・ＭＣＡによる不当契

	約破棄問題・進修館駐車場長期違法駐車問題・２名の職員による町民への暴行傷害問題及び公文書毀棄問題等々、多くの問題・失政を指摘してきた。そして、過去の一般質問で、様々な問題に対し、第三者委員会やプロジェクトチーム（以下、「ＰＴ」とします。）を設置し検証を行うよう提案もしたが、町長はこれを明確に拒んだ。 今回ＴＭＯの問題により、町の失政がさらに明らかとなった。この件を受け、改めて第三者委員会やＰＴを設置する考えはあるか。ないのであれば、その理由を伺う。
２　旧山崎アーチェリー場における宮代アーチェリー連盟問題	旧山崎アーチェリー場における宮代町アーチェリー連盟（旧名称・以下「連盟」とします。）による問題を本議会で初めて指摘してから２年となる。当初は公共施設たるアーチェリー場を連盟がほぼ独占的かつ排他的に利用をしていたことや、連盟による条例違反及び町がそれを黙認していた問題の発覚。さらに町有地に無断で違法建築物を建て、地代を払わないという、町民の財産に対する背信的法律違反が次々と明るみに出た。 当初町は、町有地上の違法状態や条例違反を認め担当課長からの謝罪を行い、違法状態を是正した後にアーチェリー場を再開すると複数の町民と約束した。しかしその後、当時論点にすらなっていない問題をことさら大きく取り上げることにより、あたかも費用が多額にかかるとの仮説を立てることにより、その費用負担を回避することを理由として同場を廃止としたのが今年の３月３１日である。 その後、調査したところ、奇妙な経緯により連盟と町は、連盟による独占的で低廉かつ長期間の契約を本年８月１日に締結したことが判明した。 そもそも同場廃止の主因は、連盟が行った数々の違法行為や条例違反等であったにも関わらず、そのことへの反省が見られないどころか、現在は

	焼け太り状況となったことに対し、町民の厳しい批判が上がっている。 　また、連盟が勝手に町有地上に建築した違法建築物が町有地を不法占有したことによる地代を免れている問題。さらに、その違法建築物の解体工事を行うにあたり、多額の町税を投入した問題。これらの費用は本来連盟の負担により行うべきものであるが、その費用はどのくらいとなるのか。また、費用返還請求をいつ行うのか。 　さらに、同場は町有地であることから町民の財産である。しかし、現在は以前より町民が利用しにくくなったとの声がある。しかも、同場の利用者は８月１日以降、講習会以外での連盟所属以外の町民の利用は無く、町外の人が多数利用しているという実態も明らかとなっている。 　町は、なぜこのような連盟を優遇するような契約を締結したのか、簡潔かつ端的な見解を伺う。
３　総合運動公園プール屋根修繕工事につき３千万円以上の無駄な税金投入執行を阻止した件の続報について	令和８年９月定例会で、総合運動公園プール屋根修繕工事の費用が、私の指摘を受け、担当課が真摯に再検証を行った結果、当初の４，４４６万円から１，２８７万円へと３，１７９万円もの減額・節税となり無駄な支出を止めることとなったことが、担当課長より説明された。 　その後判明したことだが、同屋根の工事はこれまで、大きなもので以下の通り３回行われたとのことである。 ①平成２５年度　１，５５４万円 ②平成２９年度　２６２万４，４００円 ③令和４年度　２，０３５万円 以上、総額３，８５１万４，４００円となり、今回の工事が当初の４，４４６万円で行われていたならば、合計金額はなんと８，２９７万４，４００円となるところであった。 　これらの費用は、開閉式屋根としたことから生じたものであることが原因である。そして、過去の工事費については、今回私が調べたことから明

	らかとなったものであるものの、これまで事実上伏せられたことである。仮にこのことをきちんと踏まえた上で検証されたならば、開閉式屋根が費用対効果の点からも不適切であることを前提としたであろうことは、想像に難くない。 　そこで、町はこのような点を踏まえた上で、高額な開閉式を採用し予算要求を行ったのか。そして、今回の３，１７９万円の減額された予算をどのように処理をするのか。また、なぜ当初複数の工法を比較検討しなかったのか。さらに、今回のような予算の乖離を防ぐために、町としてどのような点を反省し今後に向けた改善策を検討したのかにつき、簡潔な答弁を求める。
４　当町の財政状況について	１０月５日、隣の久喜市が【財政緊急対策・再建宣言】を発出したことは記憶に新しいことである。同市のホームページ及び報道等によると、現状のままでは市の貯金である財政調整基金が令和１２年度には底を尽く見通しであることから、「全事業のゼロベース見直し」や「大型事業の再検証」等につき、全庁を挙げて行財政改革に取り組む所存とのことである。 　翻って、当町にとってこの件は対岸の火事などではない。現在新築工事中の須賀小学校の工事費用が５０億円超。この工事終了後には、東小学校、百間小学校の工事が予定されている。さらに、２０３０年からは、進修館の長寿命化工事も予定されており、これだけでも現時点で総額２００億円超と見込まれている。さらには、町内３中学校を全て廃校とし、新たに１校を新設するとの考えを維持していることから、久喜市以上に行財政改革を行うべきであると考えるが、現実には新井町長就任後からの９年間で一般会計は約７４億円以上の増加となっており、大変厳しい状況である。 　そのような状況下でも、相変わらずの税金の無駄遣いや、「日工大サイエンスプロジェクト事業」における５０万円以上のバス代のような、費用対

	効果の点からも疑問を抱かざるを得ない点が散見される。一方、町は第５次総合計画において、令和１２年度の目標人口を３４，０００人と見込んでいるが、現実には昨年度も減少傾向となっており、今年度は４月から１１月まで、ずっと３３，２００人台に留まっている。また、町内の出生者数はより顕著で、３年前、２年前までは約１８０人弱であったが、昨年度は１４０人弱と約４０人も減少した。つまり町内の人口は増加どころか、減少が進行しているのが実情である。同時に高齢化はさらに進行しており、今後もさらなる福祉サービス等の需要の増加は避けられない見込みである。 　これから、来年度予算の編成の時期となることから確認をするが、当町においても厳しい財政状況を見据え、久喜市のように「全事業のゼロベース見直し」等の行財政改革を行う考えはあるのかにつき、簡潔な答弁を求める。

通告第１１号	令和８年　１２月　定　例　会 令和８年１１月９日午後１時０１分受付

令和８年１１月９日

宮代町議会議長　様

宮代町議会議員　　合川　泰治

一　般　質　問　通　告　書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質　問　の　要　旨
１　トップセールスについて	全国的に見れば、様々な分野においてトップセールスで成果をあげている自治体も多々あります。当町においてもネーミングライツや特産品の販売など、トップセールスで挑むことも必要かと考えます。そこで、以下の点について伺います。 （１）トップセールスの必要性への認識は。 （２）これまでトップセールスで成果をあげた事柄は。 （３）今後、トップセールスで挑むことはあるか。
２　カスタマーハラスメント対策の義務化に伴う施策は	本年１０月１日より、改正労働施策総合推進法に基づき、すべての事業主にカスタマーハラスメント（以下、カスハラと言う）対策が義務化されました。そこで以下の５点について、これまでの取り組みとの相違点はあるか伺います。 （１）方針の明確化と周知・啓発 （２）相談体制の整備 （３）発生時の迅速な対応と再発防止 （４）警察や弁護士等との外部連携基準 （５）プライバシー保護と不利益取り扱い禁止

3　水道事業と節水事業の利益相反性について	当町では、節水型シャワーヘッドへの買い替えに対する補助金交付などを行うことで節水を進めている一方、水道使用量を原資とした水道事業では値上げが検討されています。そこで以下の点について伺います。 （１）アクセルとブレーキを同時に踏んでいるような状況について、どのような認識でいるか。 （２）節水を進めることで、水道施設の縮小に寄与できる状況にあるのか。 （３）節水を進めながら水道料金の値上げをするのは本末転倒だと考えるがどうか。 （４）今後も節水事業を進めていくのか。
4　みやしろで過ごす休日一日プランの公募を	観光施策の一環として、みやしろで過ごす休日一日プランの公募を実施し、今後の施策展開に結びつけてはどうかと考えますが、町の見解を伺います。